

## 利益相反の管理に関する申し合わせ

1. 本申し合わせは、利益相反委員会内規第2条（4）に基づき、会員の行う事業に関する利益相反の管理について定めるものである。
2. 本医学会が組織的に行う研究の取り扱い
  - （1）本医学会に帰属するデータマネジメント委員会、専門医会 SIG 等の団体が組織として公的機関または企業等の外部団体から資金援助を受けて研究を行う場合には、以下の手順を遵守する。所属する委員等が個人として研究を行う場合には、その限りでない。
    - 1) 研究代表者は、研究を開始する前に外部団体から資金援助を受けている旨の届出を書面で理事長に提出し、本医学会の利益相反委員会によって利益相反に関する審査を受ける。
    - 2) 組織的に行う研究に直接的に関わるすべての研究者は、別に定める書類によって利益相反に関する自己申告を理事長に届ける。
    - 3) 本医学会の利益相反委員会は、利益相反の状況を本医学会ホームページ等で開示する。
  - （2）資金援助を受ける契約者は本医学会（理事長名義）とし、その資金の管理者は本医学会事務局とする。
3. 会員が個人的に行う研究の取り扱い

本医学会学術集会に研究発表する場合ならびに、研究成果を本医学会誌に投稿する場合で、公的機関または企業等の外部団体から資金援助を受けて研究を行う会員は、以下の手順を遵守する。

  - 1) 会員の所属する施設における利益相反委員会へ届け出る。
  - 2) 公的機関または企業等の外部団体から 200 万円以上の資金援助または機器・薬剤等の提供を受けて研究を行い、本医学会学術集会に研究発表する場合には、その旨を発表の際に公開する。
  - 3) 公的機関または企業等の外部団体から 200 万円以上の資金援助または機器・薬剤等の提供を受けて研究を行い、本医学会誌に投稿する場合には、そのことを論文に記載する。
  - 4) 金額にかかわらず発表や論文掲載の際に公開を希望する場合には、研究を実施する当該会員の意向に従う。

4. 本医学会学術集会等の開催について

本医学会学術集会あるいは、専門医会学術集会、本医学会による研修会、RJNによる集会等（以下「学術集会等」という。）の担当責任者が企業からの寄付、抄録集への広告、企業展示による収入等の資金援助を受ける場合には、以下の手順を遵守する。

- 1) 担当責任者は、学術集会等を開催する際、別に定める書類によって資金援助の具体的内容を理事長に届ける。
- 2) 担当責任者は、利益相反の状況を学術集会ホームページ等で開示する。
- 3) 本医学会の利益相反委員会は、届出のあった旨を本医学会ホームページ等で開示する。

附則

本申し合わせは、平成25年9月7日より施行する。